



Title	T. И. パシコヴァ 『一六世紀前半のロシア国家における地方支配：代官と郷司』
Author(s)	宮野, 裕
Description	書評
Citation	スラヴ研究, 50, 343-349
Issue Date	2003
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39023
Type	departmental bulletin paper
File Information	50-014.pdf



T.И. パシコヴァ 『一六世紀前半のロシア国家における 地方支配：代官と郷司』⁽¹⁾

宮 野 裕

1

大公イヴァン三世（在位1462-1505年）の時代に急速に領土を拡大したモスクワ大公国では、その広大な領土支配、言い換えれば地方支配のために、扶持に基づく代官・郷司制度が利用された。この制度をごく簡単に説明すれば、未だ官僚組織を持たなかった大公はモスクワから離れた地域を支配するために貴族を代官・郷司（前者は都市とその周辺を、後者は郷を管轄）に任じ、徴税権、裁判権等を与え、彼らを介しての間接支配を行った、というものである。

しかしながらH.E. ノーソフらの1950年代後半の研究に従ってこの制度の歴史的な位置を説明すれば、貴族はこの制度を濫用して蓄財し、行政・軍事・裁判の各方面で地方行政は機能不全の状態に陥ったという。この状況に対し15世紀末以降のモスクワ国家は地方支配の「集権化」を試みた。代官・郷司の権限は徐々に縮小され、この制度に代わり、軍事勤務を条件に封地を得ていた（つまり一般的に言えば、自らの相続領地を持つ貴族よりも大公に従順であった）士族を主な構成員とする都市長官 *городовой приказчик*（都市の行政・軍事の長官）制度、グバー制度（都市や郷のポリツァイ組織）が導入されたという⁽²⁾。他方で代官・郷司そのものについても、その中心的な構成人員が徐々に貴族から士族に変わっていくことが指摘された⁽³⁾。

以上の見方は、この時代について度々言われた「貴族対士族」という対立図式に縛られていた。この図式とは、この時代に貴族は己の特権を制限する集権化に反対し、他方で大公や分領公に仕えていた士族は相対的な勢力拡大につながる集権化に賛同したが故に両者は対立したというものである⁽⁴⁾。しかしその後、この対立図式に疑問が呈され、「貴族対士族」の図式は少なくとも純粋な形では存在しないことが明らかにされた⁽⁵⁾。それ故に両者の利益を

1 *Паикова Т.И.* Местное управление в русском государстве первой половины XVI века: наместники и волостели. М., 2000. 215 с.

2 *Носов Н.Е.* Очерки по истории местного управления Русского государства первой половины XVI века. М., 1957. С. 9, 45-48, 326-327; *Смирнов И.И.* Очерки политической истории Русского государства 30-50-х годов XVI века. М.-Л., 1958. С.319-356. グバー制度については吉田俊則「ロシアにおける中央集権化と地方社会」『スラヴ研究』31号、1984年、26-53頁を参照。

3 *Зимин А.А.* Из истории центрального и местного управления в первой половине XVI в. // Исторический Архив. 1960. №3. М., С. 143-150.

4 例えばСмирнов. С. 7-13.

5 *Носов Н.Е.* Становление сословно-представительных учреждений в России. Л., 1969; *Кобрин В.Б.* Власть и собственность в средневековой России. М., 1985, С. 199-218. 前者においてノーソフは以前

代表していた（とされた）双方の組織（代官・郷司制度と都市長官・グバー制度）を対立組織とする見方も根拠を失い、その結果、双方の組織の関係を前提なしで、具体的な歴史研究の対象として検討する条件が整った。

こうした中で近年、T.H. パシコヴァの『16世紀前半のロシア国家における地方支配：代官と郷司』が出版された。評者は寡聞にして彼女について詳しく知らないが、本書が1992年にベテルブルグ大学に提出された博士候補者論文をベースにしていることと、本書の巻頭言の内容から判断すれば、彼女は同大学のЮ.Г. アレクセーエフ教授の指導を受けた人物であると思われる。

彼女のこの研究は、代官・郷司制度そのものを対象とするロシアで初のモノグラフィーであり、上述の図式に縛られることなく代官・郷司制度を実証的に明らかにしている点で興味深く、他方で我が国の細川滋、吉田俊則両氏の論考⁶⁾が十分に扱うことのできなかった代官・郷司職受領者の身分の分析にも内容を充てているので、本稿では彼女の研究を紹介した上で簡単に問題点を指摘したい。以下、序論と結論を除く本書の構成を示しておく。

第一章 16世紀前半のロシア国家の地方行政組織の人的構成

代官行政の構成

郷行政の構成

扶持受領者の収入

第二章 地方行政機能

代官・郷司の経営・行政機能

軍事・政治的、外交的機能

裁判機能

2

さてA.A. ジミーンによれば、16世紀に入りモスクワ政府は代官制度から徐々に貴族を追い出し、より従順な士族を16世紀初頭から大量に代官・郷司職に任じたという⁷⁾。しかし第一章でまず本書の著者は、ジミーンの史料の多くが郷司に関するものであり、代官の人的構成の検討には適当でないことを指摘する。

そこで代官職受領者の身分構成について改めて検討するならば、代官職をある程度占有して地方で権力をふるったのは貴族会議の構成員（貴族及び侍従官）であるとは言えないとい

と立場を若干変えた。後者は日本でも知られる。栗生沢猛夫「ロシア中央集権国家の形成と貴族階級：B・B・コプリンの近業によせて」『商学討究』（小樽商大）、364、1986、1-25頁。

6 細川滋「一四世紀末―一六世紀初めにおけるモスクワ侯国の代官・郷司の権限」『琉球大学法文学部紀要』24号、1981年、25-68頁。ジミーンの研究は細川氏のそれとは異なり代官・郷司の身分構成等に主な関心が払われている。Зимин А.А. Наместническое управление в русском государстве второй половины XV- первой трети XVI в. Исторические записки. М., 1974. Т. 94. С. 271-301. また吉田俊則氏は代官・郷司の管轄権を貴族裁判権と裁判・賦課徴収制度の関連で考察する。吉田俊則「代官・郷司と貴族裁判権」『北大史学』26号、1986年、46-54頁；同「中央集権化期ロシアの地方制度」『ロシア史研究』43号、1986年、9-12頁。

7 Зимин. Из истории. С.143-150; Он же. Реформы Ивана Грозного. М., 1960. С. 186.

う。本書のデータでは、会議構成員でありつつ代官職を受領したのは16世紀前半の全代官職受領者約300人の内の50人程に過ぎなかったからである。しかしこれは当然の結果である。というのも受領される都市の数は会議構成員の数よりも圧倒的に多いからである。故に貴族会議構成員が代官受領者に占める割合には限界があった。

そこで著者はこれまでの見方に代えて、A.II. パヴロフの研究を援用しながら、扶持職の占有状況を提示する⁸⁾。パヴロフによれば、宮廷には1) 家門の名門性、2) 現実の勤務状況というメルクマールで定義される勤務エリート家門のグループが存在し、それは古参の貴族や流入した旧公家出身者の枠を越えて一つの層をなしていた。そこでこのエリート家門が代官職に占める比率こそが、扶持の占有状況をより明瞭に表すという。本書のデータによれば、勤務エリート家門の比率は15世紀後半で全体の1/3、16世紀前半では半分にまで上昇する。つまり貴族会議構成員の比率は確かに高いとは言えなかったものの、逆にその一部も含めた勤務エリート家門は代官職において着実に勢力を伸ばし、代官職の約半分を占めていた。

都市を中心に管轄した代官と異なり、郷司について言えば、代官を占める人々との階層差が著しい。15世紀後半にも16世紀前半にも郷司の大多数は、貴族会議どころかモスクワの宮廷勤務さえ行っていなかった、地方の「平」の小士族であった。先にみたエリート家門の枠で見れば、そのメンバーが郷司になる場合は殆どない。現実の勤務についても同様であり、郷司経験者がモスクワ国家の外交に携わった事例は殆どなく、軍事勤務でも代官経験者に比べて一段低い位にあった。

さて代官と郷司の人的構成にこれほどの差がついた原因はどこにあったのか。こうした関心から著者は両職の扶持収入の大きさの検討に進む。

まず扶持収入の大きさは、大公からの扶持受領時に受け取る扶持文書と収入リストにより明確にされていた。そこには扶持を下賜された人物の権限が記されていた。扶持のうちで最も比重が大きいのがコラムであった。これは古くは年に二度、後には年に三度（聖ペテロの日、クリスマス、復活祭）徴収される、まさに扶持受領者の扶養を目的とした、管轄領域の住民の支払いである。コラムの大きさは一つの課税単位（これは地方によって異なるが、多くの場合ソハーであった⁹⁾）につき一年で約60-80 ジェニガ（0.3-0.4 ルーブリ）であった。従って最終的な扶持の規模は管轄領域の大きさに比例した。またコラム以外にも下賜の内容如何で大公国の国庫に入るべき各種手数料が代官や郷司に与えられた。但し現実には定められた以上の額が徴収される場合が多く、その他にも管轄地域の住民は制度化されていない各種の支払いや労役を行った。例えば扶持リストに含まれないが、地方住民は新任の扶持受領者に屋敷を建てる慣習があった。

この様に著者は、代官と郷司の収入に関して、共にコラムが管轄地域の大きさに左右され、また徴収権を有する税項目が扶持文書の内容次第であったことに基づき、収入の計算

8 Павлов А.П. Проблема боярства и дворянства XVI-XVII вв. и генеалогия // Генеалогия. Источники. Проблемы. Методы исследования. Тезисы докладов и сообщений межвузовской научной конференции. Москва, 31 января - 3 февраля 1989 г. М., 1989, С. 12. (筆者未見)

9 ソハーとは元々は、馬を持つ2-3の農戸(13-15世紀ロシア)で構成される課税単位。Сергеевич В. Древности русского права. Т. 3. СПб., 1903, С. 315-316. 16-17世紀には一定の土地の大きさになる。豊饒な土地であれば1ソハー=400ジェシャチーナ。Устюгов Н.В. Очерк древнерусской метрологии // Исторические записки. Т. 19. 1946. С. 325-327.

上、両者には差がなかったと結論づける。では代官と郷司の差は単に管轄領域の違い（都市か郷か）だけだったのか。彼らが果たした機能には原理的な差はなかったのか。この点が次に問われることになる。

3

第二章では、代官、郷司の活動が便宜上、1、経営・行政機能、2、軍事・政治・外交機能、3、裁判機能に分けて検討される。

経営・行政機能は大きく三分される。第一に土地問題の監督である。この方面での彼らの権能は土地境界の設定、境界設定の際の証人としての関与、境界や土地所有権を巡る裁判での懲罰執行であった。また彼らは土地取引や寄進、譲渡や分割を中央に報告する立場にあった。それ以外にも彼らは管轄領域内の無主地、森林や漁場などの共益地を管轄し、その利用手数料を取り、そこでなされた薪や丸太等の盗みを罰した。

代官や郷司の第二の経営・行政活動は商取引の監督であった。ノーソフによれば、元々馬の烙印押印税、通関税 мыт、商品展示税 явка、商品取引税 тамга の徴収は当該地域の代官・郷司の監督下にあったが、それが16世紀前半から徐々に都市長官の管轄に入ったとされる⁽¹⁰⁾。しかし著者は16世紀前半にも代官や郷司に管轄権がある場合も見受けられるとし、この分野での代官・郷司と都市長官の共存を指摘する。

第三の経営・行政活動の領域はホローブ⁽¹¹⁾に関する手続き全般（ホローブの登録・解放・搜索、主人との裁判）であった。代官や郷司は当時主流の完全ホローブ⁽¹²⁾の登録を認可した。解放状発行権は貴族裁判権⁽¹³⁾を持つ代官や郷司に、次いで16世紀半ばにはモスクワの貴族、ノヴゴロドとプスコフの代官の三者だけに制限される。逃亡ホローブ搜索状の発行も16世紀半ば迄に徐々に貴族裁判権を持つ代官や郷司だけに、モスクワへの報告付きという条件で与えられるようになる。ホローブと主人との裁判に関しても同様である。こうした代官や郷司の権限範囲の縮小を著者は、旧説が述べるごとく都市長官制度等の新制度への地方行政の置き換えに伴うものとは考えない。というのもここでは貴族裁判権を持たない扶持受領者の権利を制限しているだけであり、代官や郷司そのものを退けてはいないからだという。

代官と郷司の第二の機能である軍事・政治・外交機能は主に4つであった。1）都市及び都市要塞の建設、2）日々の都市防衛義務、3）籠城用の兵糧の確保、4）戦時の都市防衛での指導的役割である。代官は外交でも一定の役割を果たした。特に国境沿いの都市の代官には、外国使節をもてなし、モスクワまでの安全を確保すると共に、使節団の情報をいち早くモスクワに伝える義務があった。逆に外国に向かうモスクワ国家の使節団の安全確保、宿泊地や食料の提供も彼らに課された義務であった⁽¹⁴⁾。

10 Носов. Очерки. С. 187.

11 キエフ・ルーシの時代から確認できる、中世ロシアの「奴隸的存在」。石戸谷重郎『ロシアのホローブ』大明堂、1980年を参照。

12 古い形態に属すホローブで、完全ホローブ文書の作成により、記載された人物がホローブであることが法的に確認される類のホローブ。Панейх В.М. Холопство в XVI- начале XVII века. Л., 1975, С. 9-10.

13 貴族裁判権については吉田「代官・郷司」、細川前掲論文を参照。

14 Носов. Очерки. С. 115.

さて以上の機能も16世紀前半以降、次第に代官から都市長官の手に収まったと考えられてきた。しかし著者はここでも両者の棲み分けを強調する。都市長官は「経理的な」都市管理義務と都市や要塞の経済的保障を担当していた（橋の建設や駅通労役、都市労役等の監督）。この分野に代官が参入した形跡は全くない。逆に都市長官が都市防衛や軍事作戦で指揮を執ることはなかった。従って軍事分野において、都市長官の出現は代官の立場を何ら揺るがすものではなかった。

ところで以上の軍事・政治・外交機能を果たしたのは史料上、代官ばかりであり、郷司は僅かであった。この差は著者によれば法制度的な差ではない。というのも条約や和議の締結において代官と郷司は完全に同じ立場で登場するからである。だが軍事作戦では郷司が積極的に指揮を執った事例はない。この理由は、著者によれば、郷司の権限が主に管轄領域の内部に向けられ、また相応の組織や武装攻撃用の資金が郷に欠けていたことに求められるという。

さて代官や郷司が果たした第三の役割が裁判機能である。彼らは地方で裁判を担い、その審理は原告による嘆願状の提出、原告・被告双方による証拠等の提出、判決の言い渡し（決闘で決まる場合もあり）で進められた。こうした裁判を各種の下役人（召喚人、調査官 доводчик、裁判執達吏 праведчик）が支えた¹⁵。また代官と郷司の裁判は質的に同じであり、後者が前者に従属した証拠はないという。

従来の説に依拠すれば、こうした代官・郷司の裁判は主に次の点で徐々に制限されていった。まず16世紀30年代頃から一部の案件がグバー長老による裁判の管轄に移された。また裁判手続きも代官らの恣意的な圧力、不正に耐えられるよう、審理の記録や証拠を複製し、それを代官らとは立場を異にする地方住民が保管した。加えて代官・郷司裁判への地方住民の代表者の参加が義務化された。だが本書の著者によれば、この時代、地方住民の臨席は代官・郷司裁判だけでなく、他の裁判、例えば境界設定人の裁判にも義務づけられていた。つまりあらゆる地方裁判に対して中央権力は制限を加えたのであり、これはグバー制度の成立とは関係がないという。しかも著者によれば、全ての裁判における代官裁判の割合は、15世紀後半には10パーセント以下、16世紀前半については25パーセントであった。従って特に代官や郷司を犠牲者と見ることはあまり意味がないとする。

ではグバー制度とは一体何であるのか。ノーソフは16世紀30-40年代における犯罪の増加（彼によれば「階級闘争の一形態」）とそれに対する代官・郷司制度の取り締まり機能の不全をグバー制度の導入理由であると考えたが、著者によればそうではないという。なぜならグバー文書で問題とされているのは、本来こうした案件に対応すべき大公の犯罪調査官等の機能不全である。加えて強盗案件等の増加はこの時代に始まったものではない。従ってグバー制度の導入には別の理由があった。著者によれば、扶持受領者の裁判は権利ではあれ義務ではなく、また彼らは悪人の搜索や懲罰の十分な手段や制度を持たなかった。それ故に盗賊の搜索の義務と手段を持つグバー機関の設置が必要とされたという。つまりグバー制度と代官・郷司制度は刑事案件に関しては依然として併存していた。従って16世紀30-40年代の「グバー改革」は、全く新しいものではなかったとは言えないものの、強調されてきたほどではなかったという。著者によれば、より重視すべきはモスクワ政府が地方行政の機能不全

15 下役人については細川前掲論文、34-40頁。

にメスを入れた1550年代であった。この時期に初めて、扶持受領者による地方権力の濫用に政府の注意が向いたのである。他方で扶持制度そのものも宮廷メンバーの増大により機能しきれなくなっていた（扶持職受領資格を持つ者の増加、それに関連する門地争いの増加等）。こうして1556年に代官・郷司制度は一応のところ廃止される。

4

さて本書に関して第一に指摘すべきは、著者が全体として代官・郷司制度（権限、役割、扶持額の査定原理も含め）をその存在の全期間において不変で、また全国的に同一の内容（例外は国境地域の代官の軍事的機能のみ）と考えている点である。これは恐らく、代官・郷司の権限が徐々に狭められるという旧来の議論に対抗すべくその不変性を逆に強調しようとしたためであろう。しかし扶持に基づく代官・郷司制度は100年以上続いた制度であり、例えば扶持一つを取り上げてみても1550年代の改革が近づくにつれ、扶持の金納化や地方での徴税請負が導入されるという変化が知られる⁽¹⁶⁾。また都市ごとの特性についても若干の都市に関しては言及が可能であろう（例えばノヴゴロド⁽¹⁷⁾）が、こうした地域的事例にも本書では殆ど言及されない。

他方で本書の結論のなかで特に重要なのが、代官と郷司の両職が元々貴族の牙城であったとするノーソフらの見解が完全に否定されたことである。16世紀前半にはエリート家門のメンバーが代官職の半分を占め、それ以外を非エリート家門やモスクワ勤務の士族と地方の小士族が占める一方で、郷司職は地方の小士族により占有されていた。従って代官・郷司と都市長官・グパー制度との間ではなく、むしろ代官と郷司とのあいだの人的構成の差が際立ったと言える。そうなると新たに問題になるのは代官と郷司の職権上の差である。本書では両者の権限に制度上の差はなかったことが強調されるが、果たしてそう言えるのか。例えば軍事機能に関して、本書によれば、郷司はこれを殆ど果たさなかった。著者はこれを法制度的な権限の差ではなく、当該の郷組織の欠如や任じられる扶持受領者の経済的な力の差と考えた。この場合、大公権力は彼らに軍事活動を代官と同様に期待していたが、それを郷司は事実上、遂行できなかったことになる。

著者は両職がこの方面で法制度的にその機能について差がつけられていたとする史料上の証言はないとする。しかし逆に両者の機能が法制度的に等しいことを明記した史料もないのである。郷が人口密度の低い農村を中心にして構成されていたこと、加えてそうした地域の大部分に少なくとも裕福であるとは言えない地方の小士族が任じられていた状況を考慮すれば、評者の考えでは、モスクワ国家は郷司に軍事機能（援助程度ならともかく）を期待していたとは思えないのである。逆にもし郷司に軍事機能を期待していたのであれば、エリート

16 吉田『中央集権化期...』10-12頁。細川論文も代官・郷司制度の変化を考慮する。43-46頁。

17 例えば二人の代官が常駐し、うち一人は必ず貴族であった。G. Alef, "The Origins of Muscovite Autocracy: the Age of Ivan III," *Forschungen zur osteuropäischen Geschichte*, Bd. 39 (Berlin, 1986), pp. 322-329. 外交交渉ではリトアニアの代官がノヴゴロドの代官を、また後者が自らを「軍司令官воевода」と呼ぶ事例もある。Сборник русского исторического общества. Т. 35. СПб., 1892, С. 85-89. また代官制度を支えた下級役人についても垣間見よう。例えば Русская историческая библиотека, т. 17. СПб., 1898. №62, 163, 302.

家門のメンバーを郷司として配置するというやり方で郷の軍事を機能させることもモスクワ国家はできたのではなかろうか。いずれにせよ郷司の軍事機能が現実には機能しなかった原因は組織の欠如や経済的な原因もあろうが、機能せずともよい状況に大公権力が郷司を位置づけていた可能性があると思われるのである。同様に軍事機能以外にも、ホローブの登録・解放のような重要案件に関しては、任官者の「事実上の身分」（地方の小士族）を考慮して、制度的に郷司に任せていない機能があった可能性は十分にあろう（例えば1550年法典63条のような代官だけを対象とした項目がなぜ存在するのか。これは偶然に「郷司」の語が落ちたのか）。だからこそエリート家門のメンバーは郷司になることがなく、また君主もそうした郷司にメンバーを就かせなかったのではなかろうか。以上が評者の意見である。

最後に全体的な本書の意義を確認しておこう。まず指摘すべきは、代官や郷司の具体的な活動が明らかにされ、その結果、都市長官制度やグバー制度が代官・郷司制度に取って代わるような存在ではなかったことが明らかにされた点である。ジミーンやアレフの代官・郷司一覧を凌駕する一覧の作成、代官や郷司の詳細な機能の検討はこれまで殆どなされなかったものである。また量的には少ないものの、扶持受領者の人的構成やその貴族会議構成者との関係を数字を出して見直したことも本書の意義の一つに数え上げられる。この意味で本書は中世ロシアの代官・郷司制度研究の出発点としての位置を十分に獲得したものであると言えるだろう。